清掃業務仕様書

2022/4/1

現場名；　古河市役所　福祉の森会館

履行期間　自　令和 4 年 4 月　1 日　至　令和 5 年 3 月 31 日

基本方針

清掃は、人の健康を守る「衛生性」、人に快適さを与える「美観」、建築物の機能を長持ちさせる「保全性」、建築物内の汚れやほこり等の異物を取り除くとともに、アレルギー性疾患並びにウイルスや微生物等による感染症を防ぐ「安全・衛生」を保つことを目的とし、良質かつ適切な清掃を安定的に提供できる体制を確保するよう努めるものとします。

１．作業範囲及び作業回数

対象業務	施設	数量	備考	回数
床清掃 （長尺塩ビシート等）	会館１階	2527.35 ㎡		2 回／年
	会館２階	589.64 ㎡		
	診療所	609.97 ㎡		
	付属棟	96.35 ㎡		
床清掃 （カーペット）	会館１階	2527.35 ㎡		
	会館２階	2537.00 ㎡		
	診療所棟	400.11 ㎡		
	付属棟	14.39 ㎡		
フローリング	会館１階	574.48 ㎡		
コルクタイル	会館１階	311.85 ㎡		
	診療所棟	175.37 ㎡		
御影石	会館１階	48.56 ㎡		
	診療所	16.10 ㎡		
畳	会館１階	12.76 ㎡		
	会館２階	207.05 ㎡		
	付属棟	10.89 ㎡		
窓部清掃 （ガラス・窓枠）	外部	1156.84 ㎡		
	内部	69.98 ㎡		
	診療所棟	239.00 ㎡		
	付属棟	59.77 ㎡		
	計	741 ㎡	面積は片面	

対象業務	施設	数量	備考	回数
照明器具	会館１階	1185 台	照明器具類	１回／年
		166 台	空気換気口	
	会館２階	683 台	照明器具類	
		161 台	空気換気口	
		7 台	調理室フード	
	診療所棟	367 台	照明器具類	
		87 台	空気換気口	
	居宅介護	28 台	照明器具類	
	支援センター	23 台	空気換気口	
	付属棟	140 台	照明器具類	
		46 台	空気換気口	

２．作業日・作業時間

土曜日・日曜日・祝日の　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の間で実施すること。

３．作業内容

床清掃 （長尺塩ビシート） （フローリング） （コルクタイル）	吸塵作業後、洗剤による表面洗浄作業及びワックス塗布 汚れがひどい場所は、剥離剤等を使用し汚れを除去する。
床清掃 （カーペット）	吸塵作業後、洗剤によるポリッシャー洗浄 汚れがひどい場合は、染み取り剤を使用し汚れを除去する
石材・磁器タイル	吸塵作業後、洗剤による表面洗浄作業
畳	除塵、水拭き作業
窓ガラス	洗剤洗浄及びスクイジー仕上げ
窓枠	洗剤拭き及び蜘蛛の巣等除去 レールに付着しているゴミを除去する。
照明器具	蛍光灯、反射板、誘導灯、照明カバーを洗剤拭きで仕上げる
空気換気口	洗剤による汚れ落とし

４．作業用具の負担

清掃作業に使用する水・電気は、施設のものを利用し最小限に使用する。

清掃に用いる洗剤・用具等は、乙の負担とする。

５．規律・服装

①市の職員として守るべき事項（地方自治法・古河市条例規則等）について、職員に準じて順守する。

②勤務中は、指定の制服を着用する。

③勤務中は礼儀正しく品行を慎み応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動はしない。

④施錠されている出入口を無断で開錠し、出入りを行わない。

⑤指定場所以外での飲食、喫煙その他職務の遂行を怠るような行為をしない。

６．その他

施設内外において著しく汚損された場所については適切に処理する。

また、庁舎管理担当の指示事項、維持管理上措置すべき事項については、契約の範囲において随時対応を行う。作業実施に当たって不明な点は甲・乙協議するものとする。